

複合機レンタル契約約款

第1条（総則）

本レンタル契約約款は、株式会社 No.1（以下「乙」という）とお客様（以下「甲」という）との間でレンタル契約書を取り交わした場合に適用される。

第2条（物件）

乙は甲に対し、表面に記載するレンタル物件（以下「物件」という）を賃貸し、甲はこれを賃借する。

第3条（レンタル期間）

レンタル期間は表面に記載する期間とし、乙が甲に物件を引渡した日をレンタル開始日、表記のレンタル期間満了日をレンタル終了日とする。

第4条（物件の引渡し）

乙は甲に対し、物件を乙が指定する地域内で甲の指定する場所においてレンタル開始日に引渡し、甲は物件をレンタル終了日に返還する。

物件の引渡し及び返還に要する諸費用は甲の負担とする。

甲は乙に対し、本契約物件に掛かる設置費用及び継続的な保守料金について、本書面で定めた料金を支払うものとする。但し、契約物件の設置費用について、やむを得ない事情により発生する費用については、乙は、これに要する費用を別途甲に請求できるものとする。

乙以外の販売店による導入等、甲の都合により契約期間中に本契約物件の撤去・解約を希望する場合、甲は乙の事前承諾を得るものとする。その場合、撤去費用は甲が負担するものとする。

本契約期間満了に伴う本契約物件の解約・撤去に掛かる費用については、甲が負担するものとする。

甲からの物件返還が著しく遅れていると乙が判断した場合、購入代価相当額を甲に対して、請求するものとする。

第5条（契約不適合責任）

乙は本件物件を現状有姿の状態に引渡すものとし、甲に対して本件物件の引渡しについて、契約不適合責任を負わないものとする。但し、レンタル期間中、甲の責によらない通常使用で生じた性能の不具合により物件が正常に作動しない場合は、乙は速やかに修理（乙が修理不能と判断した）場合は物件を速やかに交換する。物件の交換は原則として表記の設置場所で行うものとする。

第6条（物件の使用、保管）

甲は物件を善良な管理者の注意をもって使用中保管し、これらに要する契約内容通りの費用を負担する。甲は物件をその本来の使用目的以外に使用しない。

甲は乙の承諾を得ないで改造、加工をしない。また甲は物件を分解、修理、調整、貼付けされた乙の所有権を明示する標識、調整済みの標識等を除去し、汚染しない。

甲が物件を表面記載の設置場所以外に移動する場合には、事前に乙の承諾を得るものとする。

乙または乙の指定した者が、物件の現状、稼動及び保管状況を点検または調査し、メンテナンス等の目的に必要な場合には物件を撤去することを求めたときは、甲はこれに応じる。

前項の目的に必要な限度で、乙または乙の指定した者は、甲の敷地内に立ち入ることができる。その際、可能な限り事前に甲の同意を得るものとするが、それが困難な場合に立ち入り後遅滞なく甲に報告する。

第7条（物件の所有権侵害の禁止等）

甲は、物件を第三者に譲渡したり、担保に差入れたり、その他物件の所有者である乙の所有権を侵害するような行為をしてはならないものとする。

甲は、乙の事前の書面による承諾を得なければ、次の行為をしてはならないものとする。

- 1) 物件を第三者に転賃すること。
- 2) 物件の占有を移転すること。
- 3) レンタル契約に基づく甲の権利、地位を第三者に譲渡すること。
- 4) 物件を本来の使用目的外で使用すること。
- 5) 物件を分解又は改造すること。

もし第三者が物件について権利を主張する事や、保全処分や強制執行などにより乙の所有権を侵害するおそれのあるときは、甲は物件が乙の所有であることを主張証明して、その侵害防止に努めるとともに、直ちにその事情を乙に通知する。

乙は、物件に乙よりレンタルする物件である旨を明示する標示、標識などを、設置ないし貼付することができる。また甲は、乙から要求があったときは、前記の標示、標識などを設置ないし貼付するものとし、この場合甲は、乙の事前の承諾なく、標示・標識を無断で除去してはならないものとする。

第8条（危険負担）

物件が滅失、盗難、または毀損、損傷したときには、甲は乙に対し書面でその旨を通知し、その原因いかんを問わず、直ちに代替物件の購入代価相当額、または物件の修理代金相当額を乙に支払うものとする。

第9条（契約違反）

乙は、甲が次の各号の一つにでも該当したときは催告を要せず通知によりレンタル契約を解除

できる。

1) 支払を停止したとき、または小切手もしくは手形の不渡りを1回でも発生させたとき。 2) 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立、公租公課滞納処分を受け、または整理、民事再生、破産、会社更生等の手続開始の申立があったとき。 3) 営業の廃止、解散、会社分割の決議をし、または官公庁から業務停止その他業務継続不能の処分を受けたとき。 4) 経営が相当悪化し、またはそのおそれがあると認められると乙が判断したとき。 5) レンタル契約またはそれ以外の契約に基づく乙に対する金銭債務の支払いを1回でも怠ったとき。 6) 甲または、甲の連帯保証人が第15条に違反していることが判明したとき。

レンタル契約が解除されたときは、甲は物件を乙に返還し、その時点で乙に対して負う金銭債務につき直ちにその全額を支払うものとする。

第10条（遅延損害金）

甲は第9条及び第11条の債務、その他レンタル契約に基づく金銭の支払を怠った時、または乙が甲のための費用を立替払いした場合に、立替金の償還を怠ったときには、支払うべき金額に対し支払期日の翌日、または立替払日の翌日からその完済に至る迄、年14%の遅延損害金を乙に支払うものとする。

第11条（消費税の負担）

消費税は甲が負担する。レンタル期間中に消費税額の増額があった場合は、甲は乙の請求により、直ちにその増額分を乙に支払うものとする。

第12条（相殺の禁止）

甲は、レンタル契約に基づき乙に対し負担する債務を、乙または乙の承継人に対する甲の債権をもって相殺することはできない。

第13条（情報）

レンタル物件の返却に際して、物件の内部に記憶されている情報（以下「情報」という）は甲の負担ならびに甲の責任において消去する。

レンタル期間中、または甲が乙に物件を返還した後であるかにかかわらず、また物件返還の理由のいかんを問わず、物件の内部に記録されているいかなる情報についても、甲は乙に対し返還、修復、削除、賠償などの請求をせず、かつ著作権、ノウハウ、その他の知的所有権の行使をしない。

第14条（通知・報告義務）

甲は、次の各号の一つにでも該当するときは、その旨を遅滞なく書面により乙に通知する。

1) 名称または商号を変更したとき。

- 2)住所を移転したとき。
- 3)代表者を変更したとき。
- 4)事業の内容に重要な変更があったとき。
- 5)第15条1項各号の事実が発生し、また、そのおそれがあるとき。

乙から要求のあったときは、甲はいつでもその物件の設置、保管、使用の状況について乙に報告する。

第15条（反社会的勢力の排除）

1. 乙は、甲又は甲の下請負人及びその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者（下請負が複数にわたるときはその全てを含む）が次の各号の一つに該当する場合、何らの催告を要せずに、本契約を解除することができる。

- 1)暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）に属すると認められたとき。
- 2)反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- 3)反社会的勢力を利用していると認められたとき。
- 4)反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められたとき。
- 5)反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 6)自らまたは第三者を利用して、乙または乙の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき。

乙は、前項の規定により、個別契約を解除した場合には、甲に損害が生じても乙は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により乙に損害が生じたときは、甲はその損害を賠償するものとする。賠償額については、甲乙別途協議にて定めるものとする。

第16条（表明・確約事項）

乙及び乙の下請負人は、反社会的勢力のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

第17条（合意管轄）

甲、乙は、レンタル契約について訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。